

富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分） Q&A

| 申請区分 | 分類 | Q | A |
|------------|--------|--|---|
| 光熱費・食材料費共通 | 対象施設 | R7.10.1現在で休止中の施設は対象となりますか。 | 光熱費・食材料費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。 |
| 光熱費・食材料費共通 | 対象施設 | R7.10.2以降に開業した施設は対象となりますか。 | R7.10.1を基準としているため、対象外となります。 |
| 光熱費・食材料費共通 | 申請書類 | 提出書類で「振込先の通帳の写し」(通帳の表裏側のコピーなど)がありますが、通帳がないネットバンクの場合は何を提出すれば良いでしょうか。 | 「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。 |
| 光熱費・食材料費共通 | 電子申請 | 電子申請フォームから申請する際、誤った内容で入力をしたことに後で気付いたが、どのように対応すればよいでしょうか。 | 県医務課 (aimu@pref.toyama.lg.jp) にメールをお願いします。 ※電話では受け付けておりません。 |
| 光熱費・食材料費共通 | 申請者 | R7.7.1以降に施設の開設者が変更となっていますが、支援金の対象となりますか。また、対象となる場合、申請はいつ時点の開設者が行えば良いでしょうか。 | 法人の合併等により権利義務を別法人が引き継いでいる場合は、経営母体が変更となっていても、支給要件を満たしていれば支給対象となります。 申請については、現在の開設者が申請してください。 |
| 光熱費・食材料費共通 | 病床の考え方 | 病床数は、「令和7年10月1日時点の許可病床から、令和6年10月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数」を記入することとなっていますが、令和7年11月1日に許可病床数が変更になっている場合、どのように記入したらよですか。 | 令和7年10月1日以降に許可病床数が変更している場合であっても、令和7年10月1日時点を基準としてください。 例) (A)R7.10.1 許可病床数 100床 (B)R7.11.1 許可病床数 50床 (C)R6.10.1から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床数 10床 の場合、 (A)-(C)=100-10=90床 が申請に係る病床数となります。 |
| 光熱費 | 対象施設 | 国家資格を持たない整体やリラクゼーション施設は対象となりますか。 | 対象外です。 |
| 光熱費 | 対象施設 | 企業内診療所や社会福祉施設内の診療所は対象となりますか。 | 診療所の広さや稼働日数を踏まえ、各施設で光熱費高騰の影響を受けているかどうかご判断のうえ、申請してください。（必要に応じて県が調査させていただくこともあります。） |
| 光熱費 | 対象施設 | 出張専門の施術所は対象となりますか。 | 光熱費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。 |
| 光熱費 | 病床の考え方 | 介護医療院は対象となりますか。 | 対象外です。 |